

## 国の機関における障がい者への差別禁止等について

### ○ 差別的取扱いの禁止

国家公務員の採用・昇任その他任免を行うに当たっては、障がいを理由とする任用上の不当な差別的取扱いは禁じられています。

このことは、国家公務員法第27条の平等取扱の原則等によって保障され、公正かつ公平な取扱いを行うものとしています。

### ○ 採用に際しての合理的配慮

採用に際して、障害の種類や程度を踏まえた合理的配慮の提供が求められており、例えば、採用試験の実施に当たっては障がいをお持ちの方からのお申し出を受けて、点字試験を実施するなどしています。

### ○ 障がい者法定雇用率の達成

障がい者の雇用の促進等に関する法律は、事業主等に対し、雇用する労働者の全体に占める障がい者の割合が一定以上となるよう義務づけています。

国の機関においても、当該法律で定められた法定雇用率を達成すべきものとされておりま

### ○ 障がいを持つ職員に対する配慮

身体障がい者など健康障害の防止上特に配慮を必要とする職員については、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第18条において、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するよう努めることを、各省各庁の長に義務づけています。